

2023年5月8日

保護者 各位

福岡女学院中学校・高等学校

校長 重枝 一郎

### 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則19条に基づき、学校内での感染拡大を防ぐため、下記の感染症に罹った場合は、出席停止の措置をとることになっています。医師の許可が出るまで、自宅で療養するようお願い致します。なお、医師による登校の許可がありましたら、別紙の『学校感染症に関する登校申出書』と、医療機関領収書コピーを担任に提出してください。

※『学校感染症に関する登校申出書』は、療養明け最初の登校時に、担任または保健室からもらってください。

※保護者の記入のみで結構です。

#### 【学校感染症の種類と出席停止の期間】

感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで[※2]

※2…第三種のその他の感染症〔溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症〕については、症状もさまざまに医師の証明が難しいため本校では欠席扱いとしています。